

令和8年度

箕輪町予算書

目 次

一 般 会 計 予 算	・ ・ ・ ・ ・	1
産 業 団 地 造 成 事 業 特 別 会 計 予 算	・ ・ ・ ・ ・	9
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	・ ・ ・ ・ ・	13
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算	・ ・ ・ ・ ・	17
介 護 保 険 特 別 会 計 予 算	・ ・ ・ ・ ・	21
水 道 事 業 会 計 予 算	・ ・ ・ ・ ・	25
下 水 道 事 業 会 計 予 算	・ ・ ・ ・ ・	29

令和 8 年 度

箕輪町一般会計予算

議案第 1 5 号

令和 8 年 度 箕 輪 町 一 般 会 計 予 算

令和 8 年 度 箕 輪 町 の 一 般 会 計 予 算 は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 , 6 5 0 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

箕 輪 町 長 白 鳥 政 徳

令和 8 年 3 月 日

箕 輪 町 議 会 議 長 入 杉 百 合 子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町税		3,610,000
	1 町民税	1,681,026
	2 固定資産税	1,636,186
	3 軽自動車税	113,999
	4 町たばこ税	167,321
	10 入湯税	11,468
2 地方譲与税		121,000
	1 地方揮発油譲与税	23,480
	2 自動車重量譲与税	86,520
	4 森林環境譲与税	11,000
3 利子割交付金		6,000
	1 利子割交付金	6,000
4 配当割交付金		20,000
	1 配当割交付金	20,000
5 株式等譲渡所得割交付金		21,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	21,000
6 法人事業税交付金		64,000
	1 法人事業税交付金	64,000
7 地方消費税交付金		700,000
	1 地方消費税交付金	700,000
8 環境性能割交付金		0
	1 環境性能割交付金	0
11 地方特例交付金		71,000
	1 地方特例交付金	56,000
	3 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	15,000

(単位：千円)

款	項	金額
12 地方交付税		2,800,000
	1 地方交付税	2,800,000
13 交通安全対策特別交付金		1,500
	1 交通安全対策特別交付金	1,500
14 分担金及び負担金		84,812
	1 分担金	21,120
	2 負担金	63,692
15 使用料及び手数料		38,799
	1 使用料	28,349
	2 手数料	10,450
16 国庫支出金		1,330,154
	1 国庫負担金	789,422
	2 国庫補助金	534,800
	3 委託金	5,932
17 県支出金		639,999
	1 県負担金	339,802
	2 県補助金	237,232
	3 委託金	62,965
18 財産収入		13,531
	1 財産運用収入	13,501
	2 財産売払収入	30
19 寄附金		300,012
	1 寄附金	300,012
20 繰入金		612,145
	1 特別会計繰入金	11,169
	2 基金繰入金	574,864

(単位：千円)

款	項	金額
20 繰入金	3 財産区繰入金	26,112
21 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
22 諸収入		436,848
	1 延滞金加算金及び過料	3,000
	2 預金利子	340
	3 貸付金元利収入	279,949
	5 雑入	153,559
23 町債		479,200
	1 町債	479,200
歳入	合計	11,650,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		104,875
	1 議会費	104,875
2 総務費		1,752,019
	1 総務管理費	1,540,826
	2 徴税費	110,076
	3 戸籍・住民基本台帳費	44,437
	4 選挙費	44,499
	5 統計調査費	1,676
	6 監査委員費	10,505
3 民生費		3,611,671
	1 社会福祉費	1,669,485
	2 児童福祉費	1,942,186
4 衛生費		1,522,658
	1 保健衛生費	1,145,235
	2 清掃費	377,423
6 農林水産業費		632,355
	1 農業費	548,961
	2 林業費	83,394
7 商工費		550,941
	1 商工費	550,941
8 土木費		883,134
	1 土木管理費	58,304
	2 道路橋梁費	366,525
	3 河川費	1,500
	4 都市計画費	424,370
	5 住宅費	32,435

(単位：千円)

款	項	金額
9 消防費		420,109
	1 消防費	420,109
10 教育費		1,196,252
	1 教育総務費	288,244
	2 小学校費	371,695
	3 中学校費	130,934
	6 社会教育費	273,511
	7 保健体育費	131,868
11 災害復旧費		3,000
	1 農林施設災害復旧費	2,000
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000
12 公債費		942,986
	1 公債費	942,986
14 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出	合 計	11,650,000

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎施設整備事業	千円 3,100	証書借入 又は 証券発行	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その 他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただ し、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は借り換えることができる。
保育園施設整備事業	34,000	同 上	同 上	同 上
保健衛生施設整備事業	5,300	同 上	同 上	同 上
農業施設整備事業	77,400	同 上	同 上	同 上
林業施設整備事業	9,300	同 上	同 上	同 上
道路橋梁整備事業	229,800	同 上	同 上	同 上
公園整備事業	57,400	同 上	同 上	同 上
公営住宅整備事業	26,000	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業	23,200	同 上	同 上	同 上
学校教育施設整備事業	6,900	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業	6,800	同 上	同 上	同 上

令和 8 年 度

箕輪町産業団地造成事業特別会計予算

議案第16号

令和8年度箕輪町産業団地造成事業特別会計予算

令和8年度箕輪町の産業団地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年3月2日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和8年3月 日

箕輪町議会議長 入杉百合子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 繰入金		500
	1 一般会計繰入金	500
4 町債		67,500
	1 町債	67,500
歳 入	合 計	68,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 産業団地整備事業費		68,000
	1 産業団地整備事業費	68,000
歳 出	合 計	68,000

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地域開発事業	千円 67,500	証書借入 又は 証券発行	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

令和 8 年 度

箕輪町国民健康保険特別会計予算

議案第 17 号

令和 8 年度 箕輪町 国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度 箕輪町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 0 1 3, 3 5 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和 8 年 3 月 日

箕輪町議会議長 入杉百合子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		398,414
	1 国民健康保険税	398,414
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		1
	2 国庫補助金	1
6 県支出金		1,446,670
	1 県補助金	1,446,669
	2 財政安定化基金交付金	1
8 財産収入		440
	1 財産運用収入	440
9 寄附金		1
	1 寄附金	1
10 繰入金		165,998
	1 他会計繰入金	138,376
	2 基金繰入金	27,622
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		1,630
	1 延滞金加算金及び過料	200
	4 雑入	1,430
歳 入	合 計	2,013,355

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		42,206
	1 総務管理費	32,949
	2 徴税費	1,012
	3 運営協議会費	183
	4 趣旨普及費	90
	5 特別対策事業費	7,972
2 保険給付費		1,438,398
	1 療養諸費	1,234,619
	2 高額療養費	192,725
	3 移送費	50
	4 出産育児諸費	9,004
	5 葬祭諸費	2,000
	7 傷病手当金	0
3 国民健康保険事業費納付金		497,237
	1 医療給付費分	307,922
	2 後期高齢者支援金等分	133,085
	3 介護納付金分	43,148
	4 子ども・子育て支援納付金分	13,082
5 保健事業費		32,570
	1 特定健康診査等事業費	20,782
	2 保健事業費	11,788
6 基金積立金		441
	1 基金積立金	441
7 公債費		1
	1 公債費	1
8 諸支出費		2,002

(単位：千円)

款	項	金額
8 諸支出費	1 償還金及び還付加算金	2,001
	2 延滞金	1
	5 諸支出金	0
9 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	2,013,355

令和 8 年 度

箕輪町後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号

令和8年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度箕輪町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ466,713千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月2日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和8年3月 日

箕輪町議会議長 入杉百合子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		376,587
	1 後期高齢者医療保険料	376,587
2 使用料及び手数料		20
	1 手数料	20
4 繰入金		89,602
	1 一般会計繰入金	89,602
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		503
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	500
	5 雑入	1
歳 入	合 計	466,713

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		10,179
	1 総務管理費	9,300
	2 徴収費	879
2 後期高齢者医療広域連合納付金		456,012
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	456,012
3 諸支出金		500
	1 償還金及び還付加算金	500
4 予備費		22
	1 予備費	22
歳 出	合 計	466,713

令和 8 年 度

箕輪町介護保険特別会計予算

議案第 19 号

令和 8 年度 箕輪町 介護保険特別会計予算

令和 8 年度 箕輪町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 494, 804 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和 8 年 3 月 日

箕輪町議会議長 入杉百合子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		466,825
	1 介護保険料	466,825
2 分担金及び負担金		105
	1 負担金	105
3 使用料及び手数料		26
	2 手数料	26
4 国庫支出金		565,836
	1 国庫負担金	424,423
	2 国庫補助金	141,413
5 支払基金交付金		649,208
	1 支払基金交付金	649,208
6 県支出金		349,923
	1 県負担金	341,897
	3 県補助金	8,010
	4 委託金	16
10 繰入金		460,120
	1 一般会計繰入金	380,120
	2 基金繰入金	80,000
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
13 諸収入		2,056
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	4 雑入	2,055
16 財産収入		704
	1 財産運用収入	704
歳 入	合 計	2,494,804

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		63,923
	1 総務管理費	30,775
	2 徴収費	1,229
	3 介護認定審査会費	31,797
	4 趣旨普及費	86
	5 包括支援センター運営委員会費	36
2 保険給付費		2,357,900
	1 介護サービス等諸費	2,200,000
	2 介護予防サービス等諸費	56,800
	3 その他諸費	2,100
	4 高額介護サービス等費	40,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	8,000
	6 特定入所者介護サービス等費	51,000
5 地域支援事業費		61,469
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	35,094
	2 一般介護予防事業費	13,383
	3 包括的支援事業・任意事業費	12,876
	4 その他諸経費	116
6 基金積立金		704
	1 基金積立金	704
9 諸支出金		10,801
	1 償還金及び還付金	601
	3 繰出金	10,200
10 予備費		7
	1 予備費	7
歳 出	合 計	2,494,804

令和 8 年 度

箕輪町水道事業会計予算

議案第20号

令和8年度箕輪町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度箕輪町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	10,000 戸
(2) 年間総給水量	2,160,000 m ³
(3) 1日平均給水量	5,900 m ³
(4) 主要な建設改良事業 老朽管更新事業	229,557 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	511,820 千円
第1項 営業収益	447,870 千円
第2項 営業外収益	63,950 千円

支出

第1款 水道事業費用	508,937 千円
第1項 営業費用	466,921 千円
第2項 営業外費用	39,216 千円
第3項 特別損失	300 千円
第4項 予備費	2,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額232,308千円は、過年度分損益勘定留保資金209,029千円及び当年度分消費税資本的収支調整額23,279千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	201,250 千円
第1項 企業債	138,000 千円
第4項 負担金	700 千円

第5項 補助金	62,550千円
支 出	
第1款 資本的支出	433,558千円
第1項 建設改良費	329,082千円
第2項 償還金	104,476千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
老朽管更新事業	千円 138,000	証書借入 又は 証券発行	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 36,852千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和 8 年 3 月 日

箕輪町議会議長 入杉百合子

令和 8 年 度

箕輪町下水道事業会計予算

議案第21号

令和8年度箕輪町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度箕輪町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	9,400 戸
(2) 年間総排水量	2,090,000 m ³
(3) 主要な建設改良事業 施設整備事業	184,027 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	995,394 千円
第1項 営業収益	469,395 千円
第2項 営業外収益	525,999 千円

支出

第1款 下水道事業費用	995,282 千円
第1項 営業費用	856,120 千円
第2項 営業外費用	132,862 千円
第3項 特別損失	300 千円
第4項 予備費	6,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額277,499千円は、過年度分損益勘定留保資金68,001千円、当年度分損益勘定留保資金209,498千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	698,400 千円
第1項 企業債	404,400 千円
第5項 補助金	294,000 千円

支 出	
第1款 資本的支出	977,899 千円
第1項 建設改良費	184,243 千円
第2項 企業債償還金	791,656 千円
第7項 予備費	2,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業	千円 404,400	証書借入 又は 証券発行	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 33,044千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、470,000千円である。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和 8 年 3 月 日

箕輪町議会議長 入杉百合子